

～「STAY信州」地域支えあいキャンペーン～

## 宿泊延期促進クーポン券（5月16日～5月31日）の 対象となる都道府県を一部変更します

国の「緊急事態宣言」の解除に伴い、長野県としての対応方針を検討した結果、特定警戒都道府県であった5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）からのキャンセル又は先送りを宿泊延期促進クーポンの対象にします。

### 1 クーポン券の内容

- (1) 県外からの宿泊客の予約をキャンセル等した場合、1人1泊当たり3,000円分の宿泊クーポン券を宿泊事業者を通じて県外宿泊客に対して送付（施設ごとの上限は以下のとおり）  
定員20名以下：40枚、21名以上50名以下：80枚、51名以上：120枚
- (2) キャンセル等の対象宿泊期間は5月16日（土）から5月31日（日）までの宿泊分
- (3) 4月23日以降、対象宿泊期間のキャンセル等を行ったものなら申請可能  
ただし、5月15日を起点として行ったキャンセル等の対象地域は以下のとおり  
(ア) 5月15日以前に行ったキャンセル等は全ての県外客  
(イ) 5月16日以降に行ったキャンセル等は特定警戒都道府県のみ  
(ウ) 5月26日～31日までは、25日まで特定警戒都道府県であった5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を対象とする。
- (4) 利用期間は特定警戒都道府県解除後、別途お知らせする日から令和3年1月31日まで

### 2 対象となる事業者（次のいずれも満たす必要があります）

- (1) 県内に営業所のある旅館業法の許可事業者（風営法第2条第6項に規定する事業者を除く）  
※令和2年4月22日以前に開業しており営業の実態がある事業者
- (2) 長野県が行う「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金」の支給決定を受けた（見込みを含む）事業者

### 3 クーポン券の申請について

- (1) 申請方法 郵送のみ
- (2) 申請期間 5月20日（水）から6月19日（金）まで 消印有効
- (3) 申請先 （一社）長野県観光機構 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁内
- (4) 申請書類 (ア)申請書  
(イ)宿泊予約延期・キャンセル数を証明する書類

### 4 お問い合わせ窓口 （一社）長野県観光機構 販路・市場開拓部 TEL 026-234-7219

長野県観光部 観光誘客課  
（課長）大槻 覚 （担当）湯本 茂樹 清水きく江  
電 話：026-235-7253（直通）  
F A X：026-235-7257  
E-mail：kankoshin@pref.nagano.lg.jp

一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部  
（特命部長）原 弘文 （担当）丸山 澄夫  
電 話：026-234-7219  
F A X：026-232-3233  
E-mail：yukyaku@nagano-tabi.net